

# ひふみ総合法律事務所

URL <https://123-law.jp/>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-2-22 ACN半蔵門ビル10階(2020年1月移転) TEL 03-6261-3170



## 全員が省庁や企業で知見を積んだ スペシャリスト集団

ひふみ総合法律事務所は、金融・危機管理・企業間争訟で実績を重ねた矢田悠弁護士と番匠史人弁護士が2018年に設立した事務所だ。「二人で始めた当事務所が、依頼者とともにホップ(1)、ステップ(2)、ジャンプ(3)と発展・向上していきたいという思いで、事務所名をひふみ(123)としました」と語るのは矢田弁護士。

同事務所には、規制・監督官庁や規制の最前線でビジネスを行う企業に所属・出向経験が豊富というスペシャリストばかりが揃う。出向やインハウスローヤーとしての経験を積むことで、その分野に関する専門知識が身につくという点も大きい。交渉や争訟の場面で、依頼者や相手方となる省庁・企業のモノの考え方、内部の決裁の仕組みなどに習熟することが、その後の弁護士業務にとって得がたい経験として役に立つのだという。

## 金融分野において 新サービスの設計から紛争解決、 反社会的勢力対応までワンストップで対応

「当事務所の柱の一つである金融分野に関していえば、番匠弁護士は金融庁で金融機関や保険会社の検査に、また、西澤祐樹弁護士は同じく金融庁で

2019年6月まで金融関係の立法作業を担当していました。私自身は、証券取引等監視委員会での金融商品取引法関係の調査・検査と、銀行法関係の立法作業を、それぞれ経験させていただきました。この3名で金融関係の新サービスの導入から検査対応、顧客対応まで、当局目線を意識したアドバイスを提供しています。また、金融分野の契約は、事業会社の契約に比べ複雑であったり、国をまたいだりするものも多いですが、高橋可奈弁護士は森・濱田松本法律事務所のファイナンス部門で採まれてきた契約関係のスペシャリストで英語も堪能ですので、こちらも十分な対応が可能です」。

また、弁護士としてのキャリアの大半で金融業務と並行して多くの訴訟・紛争案件を経験してきたことも、事務所の独自性につながっていると矢田弁護士は言う。

「私の出身事務所は、大手法律事務所の中でも伝統的に紛争処理に強い事務所でした。私自身、大小問わず、また、ジャンルを問わず、さまざまな紛争案件で先輩達に鍛えられてきました。

弁護士の専門分野の細分化が進んで、最近では金融取引には非常に精通する一方で、法廷には年に一度も立たないという弁護士も珍しくありません。当事務所は、サービスの設計や契約書の作成といった予防法務分野も得意とする一方で、取引先や顧客との間で紛争が生じた場合の対応も行っています。また、番匠弁護士も

私も第二東京弁護士会の民事介入暴力対策委員会に所属しており、反社会的勢力対応やマネーロンダリング対応を専門分野の一つにしており、少々“荒っぽい”顧客の対応も承っています。

金融関係のご相談であれば、予防法務から紛争処理まで、どのような業務でもワンストップで対応できるようにしています」と矢田弁護士。

## 危機管理業務を多数手がける 独立系事務所として存在感を示す

同事務所のウェブサイトを見ると、多くの企業不祥事案で、調査委員会の委員や補助者を務めている点が目立つ。

「出向中に、検査対象先のメール調査などでデジタル・フォレンジック技術を活用する機会が多かったことから、弁護士に戻った後も不祥事調査等の危機管理業務の依頼が多くありました。当時の所属事務所では、私が初めて証券取引等監視委員会に出向したこともあり、とりわけ粉飾・不正会計事案やインサイダー取引事案などの金融商品取引法に関する事案を数多く担当させていただきました。

独立して、こうした業務の割合は相当減るのではないかと考えていましたが、会計や金商法、フォレンジック技術など、必ずしも習熟している弁護士の多くない分野の知識が必要になることから、幸いにして現在も多くの案件で声をかけていただいています。

当事務所では危機管理業務に関しても、事後の紛争対応までワンストップで対応しています。近年頻発している性能偽装問題では、取引先との間で必ずといっていいほど民事賠償の問題が発生します。また、最近では、株主が、開示されていなかった企業不祥事によって下落した株価を損害として訴訟を起こす“証券訴訟”が増加しているなど、不祥事発生が訴訟に直結する事例が多くなっていることから、企業不祥事の発生当初から訴訟リスクを低減できるようなアドバイスをできるよう心がけています」。

## 社内会議参加や一時的常駐も 徹底的なクライアントファースト

クライアントの利便性を重視し、幅広い業務分野対応を担う同事務所だが、フットワークの軽さは対応分野の広さだけでなく、業務の進め方においても、クライアントファーストの精神が貫かれている。



矢田 悠 弁護士

Yu Yada

04年東京大学法学部卒業。06年東京大学法科大学院卒業。07年弁護士登録、森・濱田松本法律事務所入所。12年証券取引等監視委員会出向。14年金融庁監督局証券課、金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室(銀行法担当)出向。15年公認不正検査士(ACFE)試験合格。18年ひふみ総合法律事務所設立・代表パートナー。

「例えば、変化の早いFinTech分野では、社内の事業部門の意見を法務部の方が取りまとめて事務所にお越しいただきご相談に応じて、また、社内を持って帰っていただいて…というような従来型の進め方ではスピード感が十分ではありません。こうしたケースでは、むしろ我々が社内会議に参加させていただき、企画のプレインストーミング段階からアドバイスしています。

仕事全般にレスポンスの早さを重視しており、メールだけでなくLINEやslack、チャットワークでやり取りすることもできますよ」。

危機対応案件の場合、要望があれば企業に常駐することもある。ひとたび企業に大きな不祥事が発生した場合、どうしても平時の法務・コンプライアンス部門の人員だけでは人手が不足しがちになる。

「既存の人員のみで、危機対応時に臨時的に発生する業務と契約書レビューなどの通常業務をこなすのは難しい。その状況を解決するために、社内に一時的にインハウスのように常駐して危機管理対応に当たりつつ、日常の法務業務も代行しています」。

まさに顧客と二人三脚。専門性の高さや徹底した敷居の低さ・顧客ファーストの姿勢の両立は、クライアント企業に頼もしく映るはずだ。

## DATA

- 所属弁護士等  
弁護士5名(2019年11月現在)
- 沿革  
2018年1月設立
- 過去の主要案件  
企業不祥事に関する第三者委員会・調査委員会による調査・その後の民事責任対応への関与多数